

第18回 森林総合利用協議会次第

日 時：平成29年3月27日（月）

午前10時～

場 所：県庁防災新館406会議室

- 1 開 会
- 2 森林環境部 林務長あいさつ
- 3 委員及び職員の紹介
- 4 議 事
 - (1) 県有林の貸付について
継続貸付（2件）
 - (2) その他
報告事項（1件）
- 5 閉 会

3月27日 森林総合利用協議会席次

座長

石原 三義 委員○
小川 和彦 委員○
小澤 源七老 委員○
亀山 倫世 委員○
木村 靖郎 委員○

○佐野 和広 委員
○相馬 保政 委員
○田辺 篤 委員
○宮澤 恭子 委員
○八巻 力也 委員
○横内 幸枝 委員

司会

報道関係

傍聴席

○ 説明者
○ 山田 県有林課長
○ 小島 林務長
○ 笹本 次長
○ 小林 技監

事務局・説明者等
(県有林課 土地管理担当)

森林総合利用協議会設置要綱

(設置)

第1条 県有林を総合的な視点にたつて利用することにより、豊かで潤いに満ちた森林社会の創造に資するため、森林総合利用協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員は知事が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。

(協議事項)

第4条 協議会は次に掲げる事項について協議する。

- 1) 保健休養利用の現在における意義とそのあり方
- 2) 県土全体で調和のとれた保健休養利用の方針
- 3) 県域ごとの特徴を踏まえた地域振興の方向
- 4) その他、県有林の総合利用推進に関して必要と認められる事項

(座長)

第5条 協議会に座長を置き、委員の互選によって定める。

2 座長は会務を総理する。

(会議の招集)

第6条 会議は座長が招集する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は山梨県森林環境部県有林課がおこなう。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項は座長が定める。

附則

この要綱は平成9年3月28日から施行する。

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

この要綱は平成12年9月18日から施行する。

この要綱は平成17年11月11日から施行する。

この要綱は平成19年12月18日から施行する。

この要綱は平成22年2月4日から施行する。

この要綱は平成24年3月29日から施行する。

この要綱は平成27年1月21日から施行する。

この要綱は平成29年2月6日から施行する。

別表

森林総合利用協議会委員名簿

(第8期 任期:平成29年2月6日～平成31年2月5日)

No	氏名	備考
1	石原 三義	(公社)やまなし観光推進機構 専務理事
2	磯田 進	昭和大学 講師
3	小川 和彦	(一社)山梨県不動産鑑定士協会 会長
4	小澤 源七老	山梨県土地家屋調査士会 副会長
5	風間 ふたば	山梨大学大学院総合研究部 教授
6	亀山 倫世	山梨県弁護士会
7	木村 靖郎	元山梨県林務長
8	佐野 和広	山梨県町村会 副会長(南部町長)
9	相馬 保政	(公社)山梨県恩賜林保護組合連合会 理事長
10	田辺 篤	山梨県市長会 会長(甲州市長)
11	宮澤 恭子	武田の杜森林セラピー基地運営協議会 ガイド専門部会長
12	八巻 力也	山梨県弁護士会
13	横内 幸枝	やまなし野鳥の会 理事

(敬称略:50音順)

<協議事項>

森林総合利用協議会 資料 1

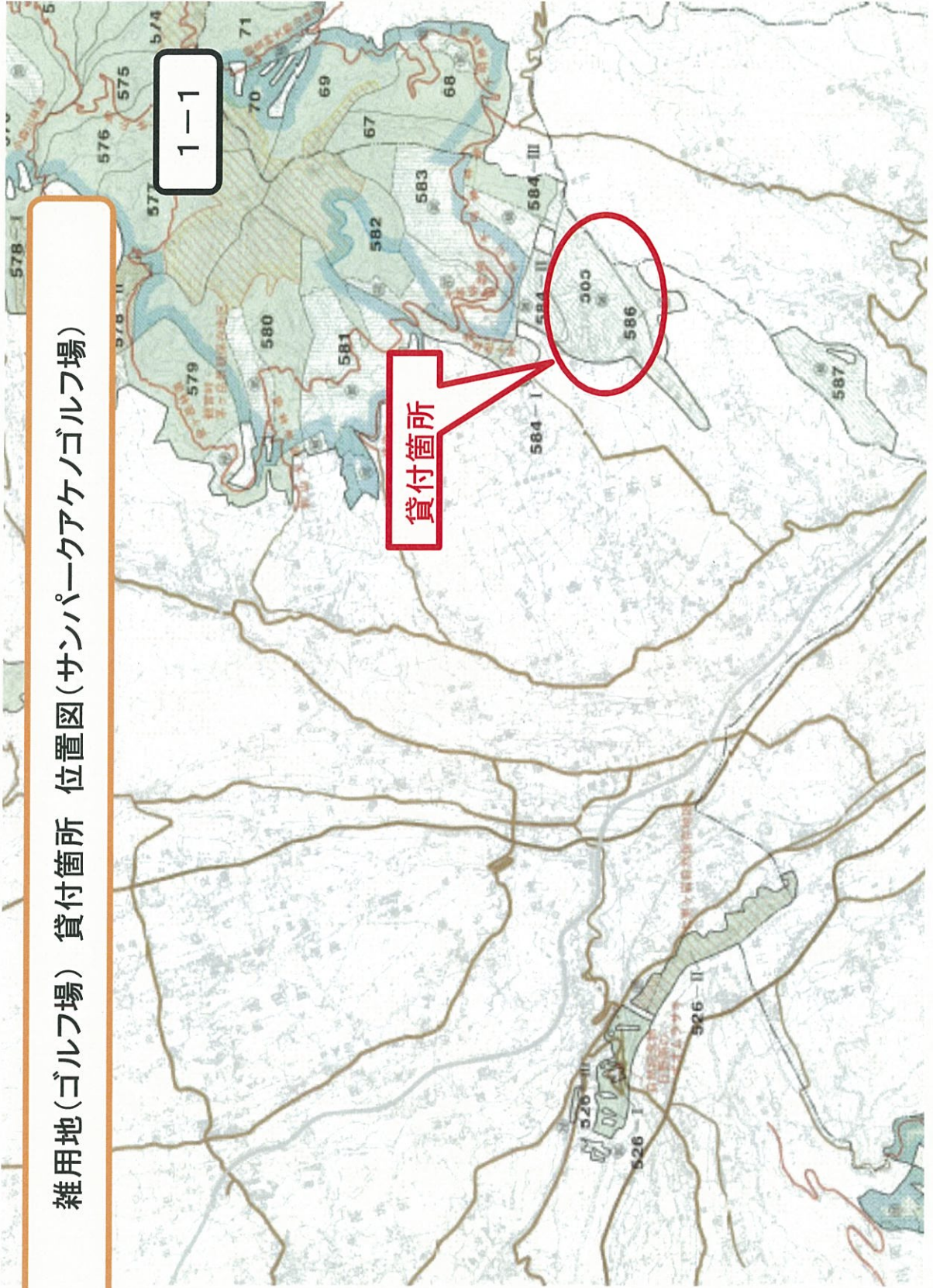
賃貸借契約の内容

- 1 借地人 (株) レイクウッドコーポレーション
- 2 所在地 北杜市明野町小笠原長者窪6668番地1外
- 3 貸付面積 113.5180ha
- 4 貸付料 64,557,686円(国有資産等所在市町村交付金相当額を含む)
- 5 当初貸付 昭和62年8月4日
- 6 貸付期間 現契約 平成19年4月1日～平成29年3月31日(10年)
更新 平成29年4月1日～平成39年3月31日(10年)
- 7 使用目的 ゴルフ場の用地として使用するため

貸付の経緯

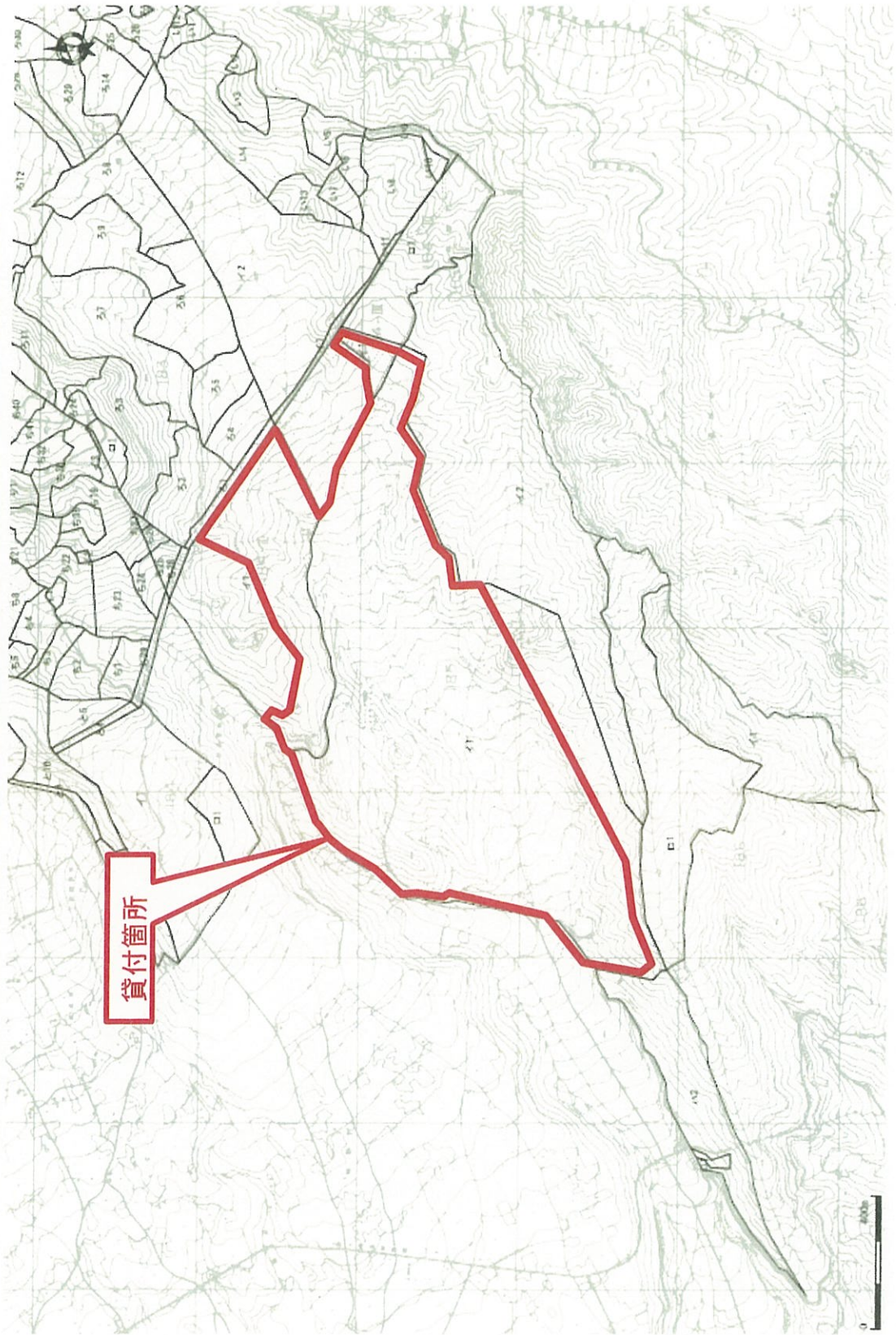
年/月	内 容
昭和55年	※県有林多角的活用事業が県の長期計画に位置付けられる。
昭和62年8月	「山梨県新総合福祉計画」第1次実施計画に基づき、県有林の高度活用を推進するとして「サンパーク・アケノ」の建設に着手。雑用地(ゴルフ場)として、湘南観光開発(株)に新規貸付。
平成15年3月	未利用計画地の一部を返還。
平成17年3月	湘南観光開発(株)が、ゴルフ場事業を(株)레이크ウッドコーポレーションに継承することになり、名義を変更。
平成29年3月	更新契約のため申請書を提出。

雑用地(ゴルフ場) 貸付箇所 位置図(サンパークアケノゴルフ場)



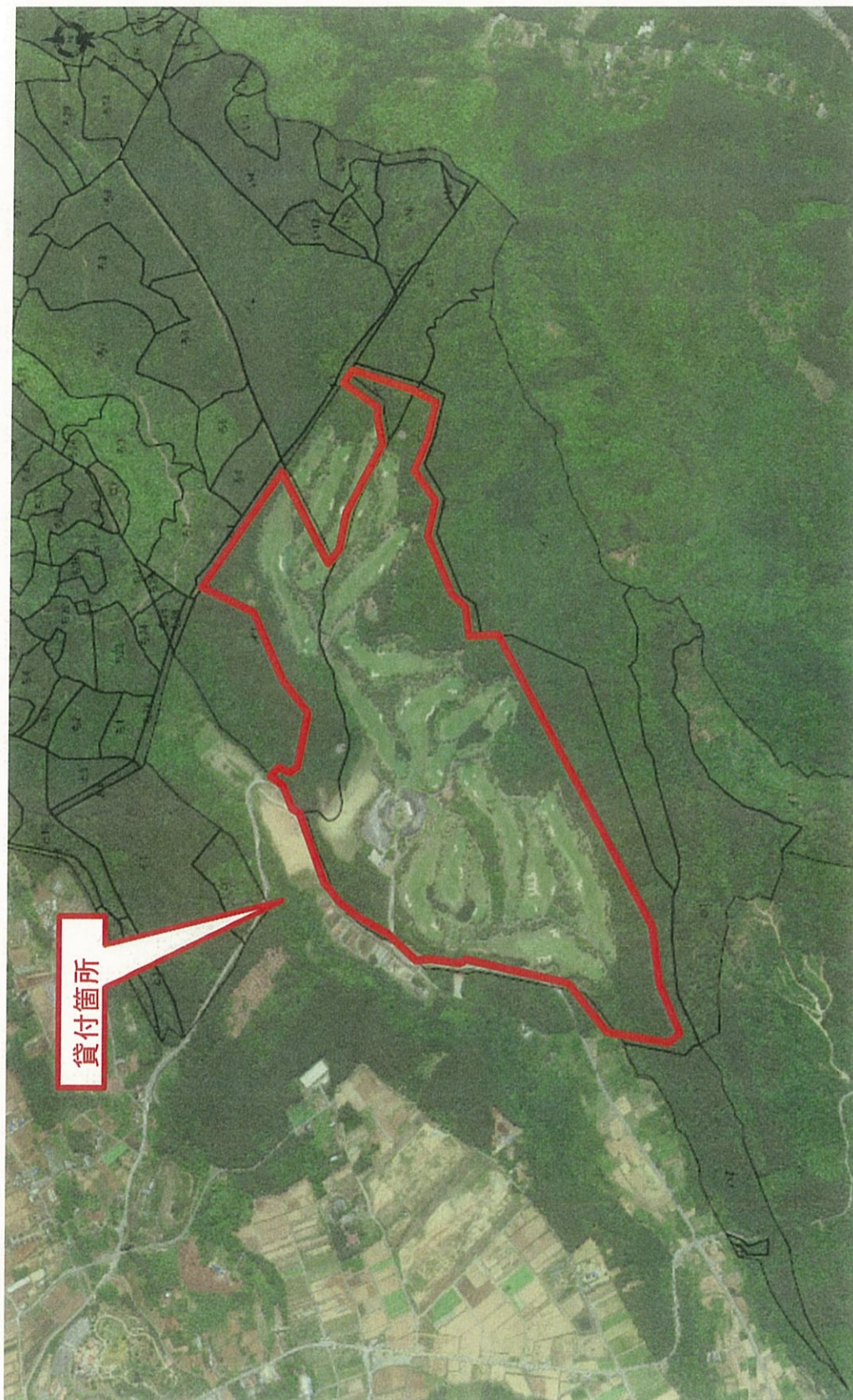
雑用地(ゴルフ場) 貸付箇所 位置図(サンパークアケノゴルフ場)

1-2



1-3

雑用地(ゴルフ場) 貸付箇所 貸付箇所 位置図 (サンパークアケノゴルフ場)



雑用地(ゴルフ場) 貸付箇所現況写真(サンパークアケノゴルフ場)

1-4



<協議事項>

森林総合利用協議会 資料2

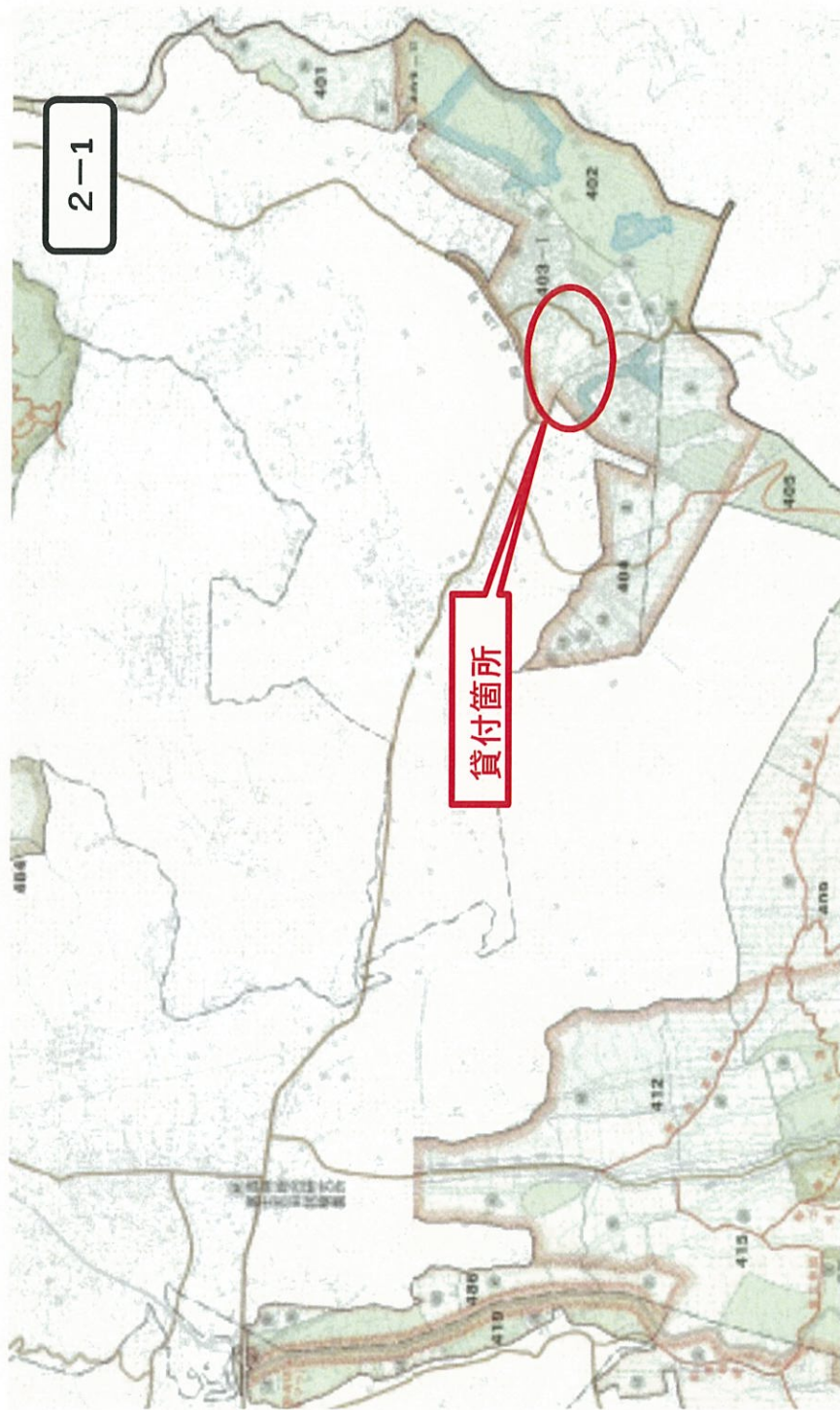
賃貸借契約の内容

- 1 借地人 富士急行(株)
- 2 所在地 南都留郡山中湖村平野字向切詰506-296番地外
- 3 貸付面積 440.6710ha
- 4 貸付料 325,306,276円(国有資産等所在市町村交付金相当額を含む)
- 5 当初貸付 昭和2年1月29日
- 6 貸付期間 現契約 平成9年4月1日～平成29年3月31日(20年)
更新 平成29年4月1日～平成49年3月31日(20年)
- 7 使用目的 建物敷等の用地として使用するため

貸付の経緯

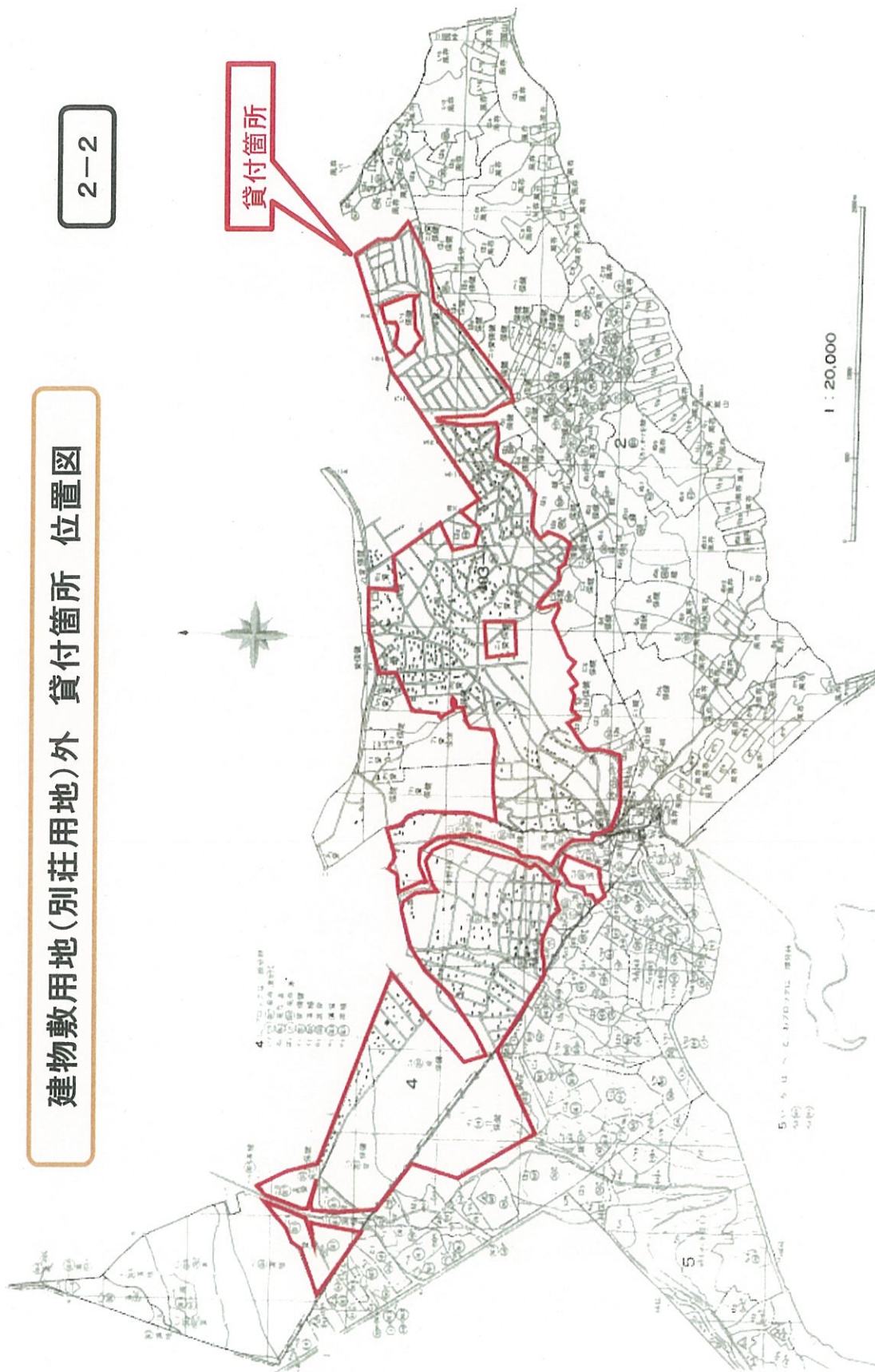
年/月	内 容
大正14年1月	富士北麓の地域観光開発を進めるため、県は「富士岳麓開発計画」を策定し、県会の審議を経て決定。
昭和2年1月	富士山麓土地(株)に対して、新規貸付。
昭和7年	富士山麓電気鉄道(株)が、富士山麓土地(株)を吸収合併したことにより、富士山麓電気鉄道(株)に名義を変更。
昭和35年5月	富士山麓電気鉄道(株)が、富士急行(株)に名称を変更。
平成28年9月	更新契約のため申請書を提出。

建物敷用地(別荘用地)外 貸付箇所 位置図



建物敷用地(別荘用地)外 貸付箇所 位置図

2-2




建物敷用地（別荘用地）外 貸付箇所 写真図

2-3

越丘交差点

廣坂峠

凡 例	
貸地	

0 100m

建物敷(別荘用地)等貸付箇所確認状況写真

2-4



<報告事項>

森林総合利用協議会 資料3

賃貸借契約の内容

- 1 借地人 東京電力パワーグリッド(株)大月支社
- 2 所在地 都留市鹿留トビゾオリ 3986番地外
- 3 貸付面積 26.8330ha
- 4 貸付料 2,006,254円(国有資産等所在市町村交付金相当額を含む)
- 5 当初貸付 昭和62年10月20日
- 6 貸付期間 現契約 平成19年4月1日～平成29年3月31日(10年)
更新 平成29年4月1日～平成39年3月31日(10年)
- 7 使用目的 電気事業の用地(送電線敷)として使用するため

貸付の経緯

年/月	内 容
昭和62年10月	電気事業用地(送電線敷)として新規貸付契約
平成29年 2月	更新契約のための申請書提出

森林総合利用協議会 確認事項

(第8回：平成20年4月22日開催)

一部改正 (第17回：平成29年2月6日開催)

第1 県ホームページを利用した情報公開

恩賜県有財産の貸付に関する情報については、次のとおり公開することとする。

1 恩賜県有財産賃貸借契約情報

貸付面積1haを超えるものについて、次の項目を公開する。

(1) 契約者

ア 企業・団体の場合は、企業・団体の名称を掲載する。

イ 個人の場合は「個人」、個人共有の場合は「個人共有」と掲載する。

(2) 契約期間

(3) 所在地（市町村、字等）

(4) 主な使用区分、施設名

(5) 契約面積

(6) 年間賃料

ただし、個人情報保護条例による個人情報、公表することにより当該施設の保護管理上支障が生じるおそれがあるものについてはこの限りではない。

2 恩賜県有財産貸付料適正化調査の概要

(1) 調査の目的

(2) 調査の委託先

(3) 委託先の選考方法

(4) 調査方法の概要

ア 調査対象不動産

イ 調査の前提条件

ウ 調査期間

エ 調査方針

オ 調査結果

3 公開の方法

(1) 毎年度、6月末日現在のデータを7月末日までに掲載する。

(2) 掲載期間は1年間とする。

4 貸付契約の情報は原則として契約1件ごとに掲載する。ただし、電気事業用地等、施設の保護管理上公表できないものについては、契約書ごとにまとめて件数、契約面積、年間賃料を掲載する。

第2 貸付方法の一部見直し

県有林野の未利用地を貸し付ける場合は、山梨県恩賜県有財産管理条例（昭和24年山梨県条例48号）及び県有林の森林総合利用計画に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 1 貸し付けする県有林野未利用地は、貸付地返還地であって、将来にわたって県等の施策に供する見込のない土地とする。
- 2 貸し付けにあたっては、次の貸付条件を設定して募集するものとする。
 - (1) 所在地
 - (2) 使用目的
 - (3) 貸付面積
 - (4) 参考貸付料（年額）
 - (5) 貸付期間
 - (6) （定期借地権の設定）
- 3 募集方法は次のとおりとする。
 - (1) 県ホームページへの掲載
 - (2) 県林務環境事務所掲示板への掲示
 - (3) 募集期間は1ヶ月とする。
- 4 貸付基準等
 - 「県有林の森林総合利用計画における土地利用の取扱いについて（内規）」
 - 「県有林の民間事業者に対する新規土地貸付に係る取扱い方針」

第3 貸し付けにあたっての森林総合利用協議会の意見聴取

- 1 新規貸付の場合
 - 面積1ha以上。但し、民間事業者が森林を森林以外の用途に利用する場合。
- 2 継続貸付の場合
 - 面積5ha以上。但し、民間事業者が森林を森林以外の用途に利用する場合。
 - なお、電気事業用地のうち、送電線用地については、協議会への報告とする。